

池田市みんなで取り組むSDG s アクション補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDG s を共通言語とした多様な主体の連携による新たな事業の実施に要する費用に対し、予算の範囲内において池田市みんなで取り組むSDG s アクション補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域課題の解決を図ることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、池田市SDG s 推進プラットフォームの構成員（池田市SDG s 推進プラットフォーム設置要綱第2条に規定する構成員をいう。）とする。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 池田市内で新たに実施され、市民のSDG s 推進に係る意識の向上に資する事業
- (2) SDG s に掲げる17の目標のいずれかの達成に貢献できる事業
- (3) 施政において重点的に取り組むべきものとして市長が別に定めるテーマのいずれかに該当する事業
- (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含み、次のいずれかに該当しない2者以上の団体が連携して行う事業
 - ア 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。
 - イ 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - ウ 過去3年以内にその他重大な法令違反がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 法令、条例等に違反する事業
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する事業
- (3) 特定の者の利益のみを目的とする事業
- (4) 政治活動、宗教活動を目的とした事業
- (5) 本市又は国、他の地方公共団体から補助を受けている事業又は委託された事業
- (6) 他の団体等への単なる補助となっている事業
- (7) 既存事業の単なる予算の付け替えにとどまる事業

(8) その他この要綱の趣旨に反するものとして市長が認める事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する費用のうち別表に定める経費とする。

2 前項の補助対象経費には、当該補助対象経費に係る消費税額等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）が発生する場合は、当該税額は含まないものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費の合計額から補助事業で得た収入額を差し引いた額（以下「補助算出基礎額」という。）に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

4 補助事業の実施に要する費用の一部を寄附金額等の収入額（前項の補助事業で得た収入額を除く。以下「寄附金その他収入額」という。）をもって支弁する場合において、寄附金その他収入額が補助算出基礎額から前項で算出した額を差し引いた額を上回る場合は、補助金の額は前項で算出した額から当該上回る額を差し引いた額とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 実施団体概要書（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを精査し、補助金の交付又は不交付の決定をする。

2 市長は、前条の申請において不備があると認めるときは、その補正を求めることができる。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定に係る事業について、申請者に対して、池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 市長は、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対して、池田市みんな
で取り組むSDGsアクション補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知
するものとする。

（変更交付の申請）

第7条 前条第3項又は次条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補
助事業者」という。）は、補助金の交付の決定後に事業内容等を変更する必要が生
じた場合は、池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金変更申請書（様式
第7号）を市長に提出しなければならない。

（変更交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを精査し、補助金の額
を変更して交付する必要があると決定したときは、補助事業者に対して、池田市み
んなで取り組むSDGsアクション補助金変更交付決定通知書（様式第8号）によ
り通知する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過する日又は会計
年度の3月末日のいずれか早い日までに、池田市みんなで取り組むSDGsアクシ
ョン補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提
出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審
査等により、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合
するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の
額を確定し、池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金確定通知書（様式
第12号）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助事業者が提出する池田市
みんなで取り組むSDGsアクション補助金請求書（様式第13号）に基づき交付
するものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が補助金を補助対象経費以外に使用し、又は事業に関
して補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。第10条の規定により交付すべき補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該補助事業者に対し当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(加算金及び延滞金)

第14条 市長は、前条の規定により補助事業者に対し補助金の返還を求めたときは、補助事業者に対し、補助事業者がその返還請求に係る補助金を受領した日から返還する日までの期間の日数に応じ、当該補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額に相当する加算金額の納付を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により加算金の納付を求めた場合において、補助事業者が納付した金額が返還を求めた補助金の額に満たないときは、その納付した金額を返還を求めた補助金に充当するものとする。

3 市長は、補助事業者が前条に規定する期限までにその求めた全額を返還しなかったときは、補助事業者に対し、当該期限から返還日までの期間の日数に応じ、その未納額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金の額の納付を求めるものとする。

4 第1項又は前項に規定する加算金又は延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

項目	内容の例示
報償費	ボランティア、コーディネーター、外部講師等に係る謝金
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷、報告書の印刷製本費等
燃料費	補助事業を行うために必要な車両のガソリン代等
消耗品費	文具、日用品、原材料費等 ※ただし、飲食費、茶菓代は対象外とする。
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料等
保険料	ボランティア保険、行事等保険料等
委託料	団体では実施が困難な事務（会場設営、機器運搬）等の委託費 ※ただし、事業の全部委託は対象外とする。
使用料・賃借料	会場使用料、システム利用料、資機材賃借料等
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

※補助対象外経費

- (1) 補助事業に直接的に関係しないとみなされる経費
- (2) 団体の運営、営利活動に係る経費
- (3) その他市長が不適當又不必要と認める経費

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

池田市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者 役氏名

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金交付申請書

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金交付要綱第5条の規定により、下記の通り申請します。

記

補助金交付申請額 円

※添付書類

- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)
- 3 実施団体概要書(様式第4号)

期待される効果	【SDGsのゴールに対して】	成果指標 ※左記に関連があり、可能な限り定量的に測定できる指標を2つ設定すること	指標	目標値	測定時点							
	【重点テーマに対して】		①									
			②									
スケジュール	※下表内に、矢印等の図形を用いて分かりやすく表現すること											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	事業完了(予定)日						年 月 日					
特記事項等												

※必要に応じ、企画書、チラシその他参考資料を添付すること。

収支予算書

申請者名

(1) 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
事業収入(A)		
寄附金その他収入		
自己負担金		
補助申請額		※補助申請額(E)と同額
収入合計		

(2) 支出の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
支出合計(B)		

(3) 計算欄

(単位:円)

	予算額	備考
差引額(C)		※支出合計(B)－事業収入(A)
補助基本額(D)		※差引額(C)の2分の1相当額
補助申請額(E)		※補助基本額(D)の千円未満の端数を切り捨てた額(上限20万円)

注意事項

- ・支出の部の予算額の欄には、別表に掲げる補助対象経費に該当するもののみを記載してください。
- ・備考の欄には、内容及びその内訳等について具体的に記載してください。
- ・消費税等仕入控除税額が発生する場合は、当該税額は含まないものとしてください。

実施団体概要書

- ・この様式は、事業を共同で実施する団体ごとに作成してください。
 ・団体の存在を確認できる書類(定款、会則、規約、開業届、会員名簿等)を添付してください。

1 団体の概要

フリガナ					法人種別
団体名					
設立年月日	年	月	日		
フリガナ					役職
代表者氏名					
主な事業内容					

2 誓約事項

各項目に該当する場合は○を付してください。該当しない項目がある場合、補助対象となりません。

池田市暴力団の排除に関する条例(平成23年池田市条例第20号)に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない。	
国税及び地方税を滞納していない。	
過去3年以内にその他重大な法令違反がない。	

3 補助事業における役割・実施体制

申請者(補助金の交付を受けようとする者)に該当する場合は○		
事業における団体の役割		
実施責任者	氏名	所属・役職
実施担当者	氏名	所属・役職
	MAIL	TEL

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

様

池田市長

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金交付決定通知書

申請のあった池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金について、下記の通り交付することに決定したので通知します。

記

交付申請日 年 月 日

交付決定額 金 _____ 円

※補助金の交付条件

- (1) 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了後10年間保管しておかなければならないこと。
- (2) 申請書の記載事項に変更があった場合は、変更のあった日から1か月以内にその旨を報告すること。
- (3) 補助金の交付の目的を達成するために行う実地調査に協力し、当該調査に必要な書類の提出要求に応じること。

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

様

池田市長

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金不交付決定通知書

申請のあった池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金について、精査の結果、交付しないことに決定したので下記の通り通知します。

記

1. 交付申請日 年 月 日

2. 交付しないこと
に決定した理由

様式第7号(第7条関係)

年 月 日

池田市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者 役氏名

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金変更交付申請書

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金交付要綱第7条の規定により、下記の通り申請します。

記

1. 交付決定日 年 月 日
2. 交付決定額 円
3. 変更交付申請額 円

※添付書類

事業計画及び収支予算に係る変更の内容を証する書類

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

様

池田市長

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金変更交付決定通知書

変更交付申請のあった池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金について、下記の通り変更交付することに決定したので通知します。

記

変更交付申請日 年 月 日

変更交付決定額 金 _____ 円

※補助金の交付条件

- (1) 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了後10年間保管しておかなければならないこと。
- (2) 申請書の記載事項に変更があった場合は、変更のあった日から1か月以内にその旨を報告すること。
- (3) 補助金の交付の目的を達成するために行う実地調査に協力し、当該調査に必要な書類の提出要求に応じること。

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

池田市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者 役氏名

池田市みんなで取り組むSDGsアクション実績報告書

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金交付要綱第9条の規定により、下記の通り書類を添えて報告します。

※添付書類

- 1 事業計画書(様式第10号)
- 2 収支決算書(様式第11号)
- 3 収支決算に係る領収書等の写し

事業名称			
事業概要			
該当するSDGsのゴール ※特に該当する3つまでを選択		該当する重点テーマ	
実施団体 ※団体ごとに主な役割を付記すること			
事業内容	【対象者】	※本欄に、事業イメージを図・写真を用いて分かりやすく表現すること	
	【実施方法・内容】		

事業の効果	【SDGsのゴールに対して】	成果指標 ※左記に関連があり、可能な限り定量的に測定できる指標を2つ設定すること	指標	目標値/実績値	測定時点							
	【重点テーマに対して】		①	【目標】								
				【実績】								
			②	【目標】								
【実績】												
スケジュール	※下表内に、矢印等の図形を用いて分かりやすく表現すること。また、イベントの開催日等日付が明確なものは具体的に付記すること。											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	事業完了日						年 月 日					
特記事項等												

※企画書、チラシ、記録写真その他参考資料を添付すること。

収支決算書

補助事業者名

(1) 収入の部

(単位:円)

科目	決算額	備考
事業収入(A)		
寄附金その他収入		
自己負担金		
補助申請額		※補助申請額(E)と同額
収入合計		

(2) 支出の部

(単位:円)

科目	決算額	備考
支出合計(B)		

(3) 計算欄

(単位:円)

	決算額	備考
差引額(C)		※支出合計(B)－事業収入(A)
補助基本額(D)		※差引額(C)の2分の1相当額
補助申請額(E)		※補助基本額(D)の千円未満の端数を切り捨てた額(上限20万円)

注意事項

- ・ 支出の部の決算額の欄には、別表に掲げる補助対象経費に該当するもののみを記載してください。
- ・ 備考の欄には、内容及びその内訳等について具体的に記載してください。
- ・ 消費税等仕入控除税額が発生する場合は、当該税額は含まないものとしてください。

様式第12号(第10条関係)

年 月 日

様

池田市長

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金確定通知書

交付決定した池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金について、下記の通り
交付金額を確定したので通知します。

記

交付決定日 年 月 日

交付決定額 金 _____ 円

交付確定額 金 _____ 円

様式第13号(第11条関係)

年 月 日

池田市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者 役氏名

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金請求書

池田市みんなで取り組むSDGsアクション補助金交付要綱第11条の規定により、下記の通り請求します。

記

1. 交付確定日 年 月 日
2. 交付確定額 円
3. 請求金額 円
4. 振込口座

金融機関名	銀行	支店
預金種別	普通(総合)	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		